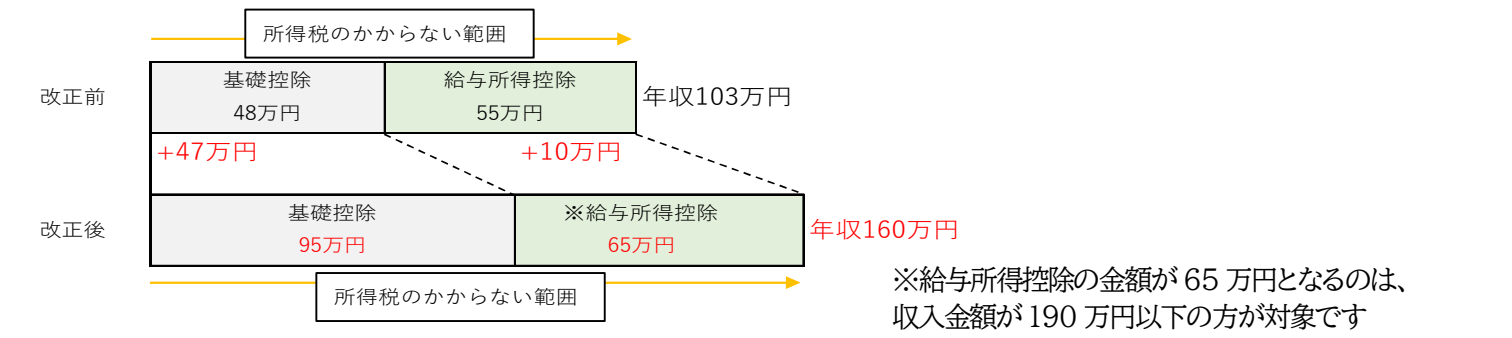


速 報！さくらユウワ通信

令和 7 年分から所得税の課税ラインが変わります

令和 7 年度の税制改正により、一定の要件のもと、令和 7 年度分の所得税から最大で基礎控除額が 95 万円に、給与所得控除の最低保証額が 65 万円に引き上げられ、所得税の課税最低限は、160 万円となります。



この制度の目的
これまで所得税のかからない範囲だった「103 万円」という数字を意識して働いていた人の中には、「もっと働きたい」という思いを強く持っていた人も少なくありません。そうした人にとって、今回の改正は追い風となります。労働時間やシフトの日数を増やすなど、「働き方」の幅を広げることができるようになります。

令和 7 年からの所得税
所得税の課税最低限が「160 万円」となるのは、合計所得金額が 132 万円以下(給与収入 200 万円相当以下)の人までです。それより高い所得を得ている人については、4 段階で基礎控除の額が変わります。

○基礎控除の額

合計所得金額		改正前	令和7年分 令和8年分	令和9年分～
132万円以下		48万円	95万円	
132万円超	336万円以下		88万円	58万円
336万円超	489万円以下		68万円	
489万円超	655万円以下		63万円	
655万円超	2,350万円以下		58万円	
2,350万円超	2,400万円以下	48万円		
2,400万円超	2,450万円以下	32万円		
2,450万円超	2,500万円以下	16万円		
2,500万円超		—		

注意点
一定の年収(約 106 万円・110 万円・130 万円)を超えると、社会保険への加入が必要になる場合があるとともに、住民税が課税されます。社会保険料を支払うと、年収によっては手取り金額が減ってしまう可能性があります。社会保険加入による手取り額のシミュレーションも可能ですので、お気軽にお問い合わせください。なお、令和 7 年分の所得税については年末調整(令和 7 年 12 月 1 日施行)で減税されることとなります。

ご不明な点がございましたら、各担当者までお気軽にお問い合わせください【澤田】
(参考) TKC 会員事務所 事務所通信 「年収の壁」臨時号